

農業労働力確保対策事業費補助金【主な改正内容】

1 要綱本文

○第2条

補助目的について、「農作業ヘルパー制度の実証の取組」の文言を追加

○第7条

補助事業の変更について、変更承認申請書を提出する変更内容に、「(4) その他重要な変更」を追加

○第8条

遂行状況の報告について、農作業ヘルパー制度の実証を行う場合の報告内容を追加

2 別表第1

- ・補助事業の内容及び補助対象経費に、「農作業ヘルパー制度の実証の取組に要する経費」を追加
- ・外国人材の受入れのための空き家の改修を行う場合に限り、補助事業者が監理団体・登録支援機関を追加。
※外国人材を雇用する農業者がそれぞれ空き家の改修を行うよりも、受入れ機関である監理団体・登録支援機関が一括で空き家を改修した方が効率的であり、実際にそうした要望もあるため。
- ・外国人材を受け入れるための空き家の改修は、補助事業者が市町村と監理団体・登録支援機関の場合を対象とする文言を追加。
- ・補助事業者からJA出資型法人を削除。
- ・事業実施主体を削除し、補助事業者に統一。

3 様式

本文及び別表第1の改正にあわせて、様式の追加及び一部変更